

マイツグループ ミニかわら版

2007年12月1日
第402号
税理士法人 マイツ
担当：黒田 武

(この資料は、全部お読みいただいて 60 秒です。)

種類株式の評価について

会社法の施行で活用の幅が広がった3種類の種類株式の相続税法上の評価方法が平成19年1月1日以降に相続等により取得した場合には、以下の通り、明確化されました(資産評価企画官情報第1号『種類株式の評価について』[平成19年3月9日]より)

株式の種類		評価方法
配当優先株式	議決権あり	①類似業種比準方式：各種類株式・普通株式ごとに評価 ②純資産価額方式：普通株式と同様に評価 ③配当還元価額方式：各種類株式・普通株式ごとに評価
	議決権なし	原則：議決権ありと同様の評価 例外：納税者の選択により5%評価減し、その減額部分を議決権あり株式に加算(注1)
社債類似株式		社債に準じて評価(注2)
拒否権付株式		普通株式と同様に評価

(注1)相続又は遺贈により取得し、かつ以下の全ての要件を満たす配当優先無議決権株式に限ります

- ①遺産分割協議の期限内確定
- ②選択届出書の提出
- ③算定根拠を適宜の様式に記載し添付すること

(注2)以下の全ての要件を満たす社債類似株式に限ります

- ①優先配当
- ②無議決権
- ③一定期間後に会社が発行価額で償還
- ④残余財産の分配については、発行価額を超えて分配は行わない
- ⑤他の株式を対価とする取得請求権を有しない

詳しくは、税理士法人 マイツ 担当者まで
06-6374-5753
<http://www.myts.co.jp>